

令和3年12月13日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 茂 松 茂 人
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直しについて

日本医師会より、標記に関して、令和3年12月13日付で連絡がありました。

令和3年11月12日に新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」において、誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備のために「保険診療として実施されるPCR検査等について、その価格が自費検査価格に影響を与えているとの指摘もある中で、実勢価格を踏まえて保険収載価格の検証を行い、その結果を踏まえて、年内を目途に必要な見直しを行う」とされました。

これに基づき、厚生労働省において、新型コロナウイルス感染症検査の実勢価格の把握が行われた上で、12月8日に開催された中医協において、保険収載価格の見直しについて、別添のとおり、政府方針を踏まえ、臨時的に本年12月31日に前倒しして引き下げる提案が行われました。

日本医師会からは、

- ◇ そもそも検査体制は地域によって異なり、検査会社と医療機関の間には配送業者もあり、その価格はどうしても地域差が生じる。同じ都道府県内でも都市部と地方で差があるのが実態
- ◇ 医療機関が料金の安い検査所にアクセスできない地域もあるなど、医療現場には様々な事情があり、令和3年12月31日から令和4年3月31日までの経過措置を講ずることは重要
- ◇ 医療現場の実態に鑑みて、実施できなくなるようなこととならないよう、経過措置の終了に向けては、丁寧に実態把握を行うべき。

との発言をしたとしています。

その上で、厚生労働省当局からは、SARS-CoV-2 核酸検出や SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出について、

- 医療機関内で検査する場合、試薬代などの費用を含めて700点が妥当であると認識している
- 委託検査については、本年12月31日から令和4年3月31日の経過措置期間中の実勢価格の変動等を含め、実態把握に努める

との回答を得たため、政府方針でもあり、結果的に了承したとされています。

従いまして、新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格（添付資料）の見直しについては、令和3年12月31日から適用されることとなります。

なお、検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合の「SARS-CoV-2核酸検出」及び「SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」の点数については、経過措置として、令和3年12月31日から令和4年3月31日まで1350点とし、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和4年4月1日に再度見直しを行い、700点とする予定です。

本件に関する通知が12月10日付け保医発1210第1号で厚生労働省保険局医療課長・歯科医療官連名通知「検査料の点数の取扱い」にて発出されておりますので、ご参照いただくとともに、今後、医療現場において逆ざやの状態が継続するなどの問題が発生しましたら、ぜひとも日本医師会にご連絡いただきたいとのことです。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

◇（添付資料）

1. 新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し（案）

（令和3年12月8日 中央社会保険医療協議会 総会資料 総-6）

新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し（案）

中医協 総-6
3. 12. 8

1 経緯

- 「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」

（令和3年11月12日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

4. 国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復

（1）誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備

- 保険診療として実施されているPCR検査等について、その価格が自費検査価格に影響を与えているとの指摘もある中で、**実勢価格を踏まえて保険収載価格の検証を行い、その結果を踏まえて、年内を目途に必要な見直しを行う。**

2 スケジュール

- ・ 検査の価格の見直しについては、通常、診療報酬改定時（令和4年4月1日）であるが、本件については、政府方針を踏まえ、臨時的に**本年12月31日**に前倒して引き下げを行う（一部経過措置あり）。

3 見直し案（詳細は別紙）

検査項目	現行点数	見直し（案）
核酸検出（PCR）検査（委託）	1800点	700点（※）
核酸検出（PCR）検査（委託以外）	1350点	
抗原検出検査（定性）	600点	300点
抗原検出検査（定量）		560点

※ 「核酸検出（PCR）検査（委託）」については、激変緩和のための経過措置として、令和3年12月31日から令和4年3月31日まで1350点とし、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和4年4月1日に700点とする。

(別紙)
新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し(案)一覧

検査項目	現行点数	見直し(案)	準用点数(案)
SARS-CoV-2核酸検出(検査委託)	1800点	700点(※)	D023 微生物核酸同定・定量検査 「9」HCV核酸検出(350点) 2回分
SARS-CoV-2核酸検出(検査委託以外)	1350点	700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「9」HCV核酸検出(350点) 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出(検査委託)	1800点	700点(※)	D023 微生物核酸同定・定量検査 「9」HCV核酸検出(350点) 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出(検査委託以外)	1350点	700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「9」HCV核酸検出(350点) 2回分
SARS-CoV-2抗原検出(定性)	600点	300点	D012 感染症免疫学的検査 「25」マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)(150点) 2回分
SARS-CoV-2抗原検出(定量)		560点	D012 感染症免疫学的検査 「46」HIV-1抗体(ウエスタンブロット法)(280点) 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出(定性)	600点	420点	D012 感染症免疫学的検査 「39」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)(210点) 2回分

※ 激変緩和のための経過措置として、令和3年12月31日から令和4年3月31日まで1350点(D023 微生物核酸同定・定量検査「14」SARSコロナウイルス核酸検出(450点)3回分)とし、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和4年4月1日に700点とする。